

地域貢献（大阪ミュージアム基金への寄附）型自動販売機の

設置事業者募集要項

大阪府府民文化部都市魅力創造局企画・観光課では、売上金の一定割合を大阪ミュージアム基金へご寄附いただく「地域貢献（大阪ミュージアム基金への寄附）型自動販売機」（以下、「ミュージアム自販機」という。）設置事業（以下、「本事業」という。）として、ミュージアム自販機の大阪府咲洲庁舎での設置と大阪府内での設置を、大阪府と共同で実施していただける事業者（以下「設置事業者」という。）を募集します。

設置事業者の募集に参加される方は、この募集要項をよく読み、次の各事項をご承知の上、お申込みください。

1 本事業の趣旨・目的

ミュージアム自販機を大阪府咲洲庁舎内に設置するとともに、府内各地でのミュージアム自販機の設置促進を図ることにより、大阪ミュージアム構想のさらなる推進を目指します。

※大阪ミュージアム構想ホームページ <http://www.osaka-museum.com/index.html>

2 本事業の内容

本事業は大阪府設置と設置事業者の共同事業とし、設置事業者は、本事業にかかる協定書を大阪府と締結のうえ、以下の内容を実施します。

(1) 大阪府咲洲庁舎内でのミュージアム自販機の設置、管理

① ミュージアム自販機は2台設置いただき、それぞれの外形寸法は次のとおりとします。

物件番号	所在地	設置場所	種類	外形寸法		位置
				幅	奥行き	
1	大阪市住之江区 南港北1丁目14-16	咲洲庁舎6階 リフレッシュルーム	缶・ビン PET	1.02m 以内	0.80m 以内	図1
2	(同上)	咲洲庁舎38階 廊下	缶・ビン PET	1.20m 以内	0.46m 以内	図2

② ミュージアム自販機の設置場所については、大阪府が無償で提供します。

③ その他、ミュージアム自販機の設置・管理にかかる経費等の公募条件等については、「4 公募条件等」をご参照ください。

④ また、ミュージアム自販機の設置・管理に関しては、本事業の趣旨・目的を踏まえ、大阪府と協議することとします。

⑤ 商品の補充やメンテナンスのための扉の開閉等に支障がある場合もあるので、それらの支障がないか応募前に設置場所の確認をしてください。

(2) 大阪府内でのミュージアム自販機の設置

設置事業者は、本事業にかかる協定書を締結後、平成27年7月31日までに、大阪府内に、上記(1)のミュージアム自販機以外に2台のミュージアム自販機を設置してください。

本件のミュージアム自販機の設置・管理等は、全て設置事業者の責任と負担で行うものとします。

(3) 上記(1)、(2)で設置したミュージアム自販機の売り上げの一部の大阪ミュージアム基金への寄附 寄附金は年2回納付手続を行い、寄附していただきます。

(4) 大阪ミュージアム構想及び大阪ミュージアム構想関連事業の告知協力

設置事業者は、上記(1)、(2)で設置したミュージアム自販機に、ミュージアム自販機である旨及び売り上げの一部が大阪ミュージアム基金へ寄附される旨を明示し、大阪ミュージアム構想のロゴマークを掲示してください。

また、設置事業者は、大阪ミュージアム構想のPR及び関連事業の告知等について、大阪府と協議を行い、可能な範囲で協力をお願いします。

例：自社のウェブサイト到大阪ミュージアム構想のバナーを掲載する。

設置・管理する自動販売機またはその周囲に、イベントポスターを掲示する。

3 応募資格要件

次の要件をすべて満たす法人又は個人に限り応募することができます。

- (1) 飲料メーカーもしくはベンダー企業であること。
- (2) 地域貢献企業バンク（大阪府政・地域貢献企業登録制度）に登録していること（未登録の場合は、応募と同時に登録の手続きを行うことも可。但し、応募締め切り日までに要件を具備するものとします。）
「地域貢献企業バンク（大阪府政・地域貢献企業登録制度）」ホームページ
⇒ <http://www.pref.osaka.lg.jp/gyokaku/koukenkiyou/>
※ 「地域貢献企業バンク（大阪府政・地域貢献企業登録制度）」に関する問い合わせ先
大阪府 財務部 行政改革課 業務改革グループ（TEL. 06-6944-9085）
- (3) 本事業の趣旨・内容を理解し、大阪府の共同事業者として誠実に事業を推進することに同意する者であること。
- (4) 次の①から⑥までのいずれにも該当しない者であること
 - ① 成年被後見人
 - ② 民法の一部を改正する法律（平成 11 年法律第 149 号）附則第 3 条第 3 項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の民法（明治 29 年法律第 89 号）第 11 条に規定する準禁治産者
 - ③ 被保佐人であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者
 - ④ 民法第 17 条第 1 項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者
 - ⑤ 営業の許可を受けていない未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者
 - ⑥ 破産者で復権を得ない者
- (5) 次の①から⑥までのいずれにも該当しない者（①から⑥までのいずれかに該当する者であって、その事実があった後 2 年を経過した者を含む。）であること。
 - ① 大阪府との契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - ② 大阪府が実施した競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - ③ 落札者が大阪府と契約を締結すること又は大阪府との契約者が契約を履行することを妨げた者
 - ④ 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条の 2 第 1 項の規定により大阪府が実施する監督又は検査に当たり職員の職務の執行を妨げた者
 - ⑤ 正当な理由がなくて大阪府との契約を履行しなかった者
 - ⑥ 前各号のいずれかに該当する者で、その事実があった後 2 年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人、その他の使用人として使用した者
- (6) 法令等の規定により販売について許認可等を要する場合（乳飲料の販売等）は、該当する許認可等の免許を有していること。
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号から第 4 号まで又は第 6 号の規定に該当しない者であること。
- (8) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成 11 年法律第 147 号）第 5 条第 1 項に規定する観察処分を受けた団体に該当しない者であること。
- (9) 府税に係る徴収金を完納していること。かつ、最近 1 事業年度の消費税、地方消費税を完納していること。
- (10) 大阪府入札参加資格者については、募集期間内に大阪府から入札参加停止措置をうけていないこと。

4 公募条件等

(1) 事業期間

事業期間は平成 27 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日の 2 カ年とします。平成 29 年 4 月 1 日以降、

事業継続を希望する場合は、当初大阪府が設定した公募条件を変更しないことを条件として1年毎に申し出を行うことにより、最長、平成31年3月31日までの間、事業を継続することができます。

ただし、公用・公共用としての使用の必要性や設置事業者の事業状況を勘案して支障がないと大阪府が判断した場合に限ります。

(2) 必要経費等

① 必要経費

ミュージアム自販機の設置及び撤去に要する工事費、移転費等の一切の費用は設置事業者の負担とします。

また、ミュージアム自販機の運転に必要な光熱水費は、全額を設置事業者の負担とします。年額使用料を当該期間の終了時の大阪府庁舎管理課が指定する期限までに全額納入してください。

【電気使用料】

電気使用量の算出にあたっては、設置事業者の負担により子メーターを設置してください。

また、使用開始日と毎年度末日に設置事業者による検針を行い、府に報告してください。

電気使用料は、報告のあった指示値により計測した年額使用量に、電気事業者からの請求に基づく変動単価（税込）の平均額を乗じて積算して得た額とします。

年額使用料は検針月の翌月末日に大阪府庁舎管理課が発行する納入通知書により、指定する期限までに全額納入してください。

② 設置方法等

ミュージアム自販機は、設置位置図に示した場所に、指定した外形寸法を超えないものを設置してください。また、日本工業規格自動販売機据付基準（JIS B 8562-1996）、自動販売機据付基準（2008年策定版）及び日本自動販売機工業会発行「自動販売機据付基準マニュアル」に従い、原則として床面へのアンカーボルト固定を行うものとします。設置を行う際は、事前に固定方法及び使用する固定金具（アンカーボルトを含む）について大阪府庁舎管理課の承認を受けてください。

(3) 使用上の制限

応募申込日以降、事業期間中は、次のことを遵守してください。

- ① 大阪府と締結する本事業に関する協定を遵守すること。
- ② 事業期間中に3-（6）にかかる許認可等の取消しを受けていないこと。
- ③ ミュージアム自販機を設置する権利を第三者に譲渡又は転貸しないこと。
- ④ 販売品の搬入・廃棄物の搬出時間及び経路については、大阪府の指示に従うこと。
- ⑤ 販売品目は、お茶、水、炭酸飲料、コーヒー、紅茶、ジュース類の缶又はペットボトルなど密閉式の容器入りの清涼飲料水とし、酒類の販売は行わないこと。また、標準小売価格を上回る価格で販売しないこと。

(4) 維持管理責任

次のことを遵守してください。

- ① 商品補充、金銭管理などミュージアム自販機の維持管理については、設置事業者が行うこと。また常に商品の賞味期限に注意するとともに、在庫・補充管理を適切に行うこと。
なお、ミュージアム自販機の所有、設置管理、故障時の対応、商品の補充及び売上代金の回収等を他者に行なわせようとする場合は、ミュージアム自販機を設置しようとする日までに当該他者との間で委託契約、協定等を締結していなければならないものとします。その場合にあつては、設置事業者として決定を受けた後、当該委託契約、協定等の書類の写しを大阪府に提出しなければなりません。
- ② 原則としてミュージアム自販機に併設して、販売する飲料の容器（缶・ビン・ペットボトル等）の種類に応じた使用済容器の回収ボックスを設置し、設置事業者の責任で適切に回収・リサイクルすること。
- ③ 設置したミュージアム自販機は、常に衛生面に配慮し、適宜清掃を実施するなどして、清潔に保つこと。
- ④ 衛生管理及び感染症対策については、関係法令等の遵守・徹底を図るとともに、関係機関等への届出、検査等が必要な場合は遅滞なく手続き等を行うこと。
- ⑤ ミュージアム自販機の故障、問い合わせ並びに苦情については、設置事業者の責任において対応すること。また、ミュージアム自販機に故障時等の連絡先を明記すること。

(4) 原状回復

設置事業者は、協定の有効期間が終了した場合は、速やかに原状回復してください。なお、原状回復に際し、設置事業者は一切の補償を大阪府に請求することができません。

(5) 売り上げ実績等の報告

設置事業者は、許可を受けたミュージアム自販機の設置期間中における売上げ実績(売上額、商品単価別販売数※)を月毎に集計し、大阪府に報告するものとします。

5 参考データ

(1) 咲洲庁舎に勤務する職員数等

H27.4.1 現在(見込み)	
所属	人数
大阪府	約 2,000 人
テナント・店舗	約 500 人

(2) 公募対象のミュージアム自販機の売上実績 ※売上数及び売上額は、設置事業者の申告によるものです。

物件番号	咲洲庁舎における設置場所	種類	H26年1月～H26年12月(12ヵ月)	
			売上数 ※	売上額 ※
1	咲洲庁舎 6階 リフレッシュルーム	缶・ビン PET	5,831 本	803,950 円
2	咲洲庁舎 38階 廊下	缶・ビン PET	4,338 本	552,920 円

(3) 咲洲庁舎内の自動販売機の設置状況(今回の公募対象外・平成27年4月見込み)

	咲洲庁舎における設置場所	種類	設置事業者
イ	6階 リフレッシュルーム ②	缶・ビン・PET	基金寄付機能付自販機 (株)ココロウエスト
ウ	6階 リフレッシュルーム ③	紙カップ	(株)ジャパンビバレッジホールディングス [公募]
エ	6階 リフレッシュルーム ④	缶・ビン・PET	(株)山久 [公募]
オ	38階 廊下①	缶・ビン・PET	基金寄付機能付自販機 (株)ココロウエスト
キ	39階 自動販売機置場	缶・ビン・PET	(株)ロイヤルティ [公募]
ク	地下2階 駐車場エレベータホール	缶・ビン・PET	(株)山久 [公募]

6 応募申込手続き

(1) 申込方法

郵送で申し込む場合

申込受付期間 平成 27 年 2 月 27 日（金曜日）から 平成 27 年 3 月 12 日（木曜日）（必着）

送り先 〒559-8555（住所地番記入不要）

大阪府府民文化部都市魅力創造局企画・観光課 大阪ミュージアム構想グループ 宛

持参する場合

申込受付期間 平成 27 年 2 月 27 日（金曜日）から 平成 27 年 3 月 12 日（木曜日）

【午前 9 時 30 分から正午、午後 1 時から午後 5 時】

なお、土曜日、日曜日、祝日は受付を行いません。

提出先 大阪市住之江区南港北 1 丁目 14 番 16 号（大阪府咲洲庁舎 37 階）

大阪府府民文化部都市魅力創造局企画・観光課 大阪ミュージアム構想グループ

(2) 必要な書類（各 1 部）

- ① 応募申込書（大阪府所定様式）
- ② 誓約書（大阪府所定様式）
- ③ 販売品目（大阪府所定様式）
- ④ 3-(6)にかかる許認可等の免許証の写し

(3) その他

電話、ファックス、インターネットによる受付は行いません。

7 設置事業者の決定

- (1) 提出された応募書類の審査を行い、必要な資格を満たしている者を設置事業者の選定対象とします。
- (2) 応募者は、物件番号 1、2 の物件両方を合わせた応募とします。
- (3) 物件番号 1、2 及び大阪府内に設置する 2 台の合計 4 台に関する提案寄附額について、最高額で応募申込みを行った者を選定し、設置事業者とします。なお、最高額の応募が 2 者以上ある場合は、当該応募者立会いのもと、くじにより選定します。また、販売品目の売値（値下げ）等は、審査の対象としません。

(4) 設置事業者の公表等

設置事業者の決定は、平成 27 年 3 月 16 日（月曜日）の予定です。設置事業者の決定後、応募者に応募物件ごとの決定寄附額及び決定した設置事業者名を通知するとともに、大阪府ホームページに寄附額及び設置事業者の氏名（法人の場合は法人名）を掲載します。

8 協定締結にかかる手続き

設置事業者に決定した者は、平成 27 年 3 月 23 日（月曜日）までに、次の協定締結関係書類を提出してください。併せて、「3 応募資格要件」（9）に記載する税の納付の証明として、府税事務所の発行する全税目の納税証明書（「府税及びその附帯徴収金に未納の徴収金の額のないこと」の納税証明書）と税務署が発行する消費税及び地方消費税の納税証明書（いずれも発行日から 3 か月以内のものに限る。）を提出してください。

《協定締結関係書類》 ※提出部数は各 1 通

- ① 設置場所の図面
- ② 設置する自動販売機のカatalog（寸法、消費電力のわかるもの）
- ③ 証明書類（発行日から 3 か月以内のもの）
<法人の場合>…法人登記簿謄本（履歴事項全部証明書）、印鑑証明書、委任状
<個人の場合>…印鑑証明書（市役所（町村役場）発行のもの）
- ④ 役員名簿（氏名〈漢字/ふりがな〉、生年月日、性別、法人名、法人所在地を記載。様式任意）
- ⑤ 自動販売機の管理関係証明書（大阪府指定様式）
- ⑥ 自動販売機の設置管理・商品補充等を行う者が設置事業者（応募者）と異なる場合は、当該業務に

関して両者間で締結された委託契約書又は協定書等の写し

- ⑦ 自動販売機設置日時等連絡票（大阪府指定様式）・・・〈自動販売機の設置前に提出〉

9 設置事業者の確定

設置事業者に決定した者は、大阪府と地域貢献（大阪ミュージアム基金への寄附）型自動販売機の設置事業に関する協定書を締結することにより、設置事業者に確定します。

10 設置事業者の決定の取消し

次のいずれかに該当する場合は、設置事業者としての決定を取り消します。

- ① 正当な理由なくして、指定する期日までに協定締結の手続きに応じなかった場合
- ② 設置事業者に決定した者が、協定締結日までに応募者の資格を失った場合

11 その他

協定締結の手続きに関する一切の費用については、設置事業者の負担とします。

募集に関する問い合わせ先

大阪府府民文化部都市魅力創造局企画・観光課 大阪ミュージアム構想グループ 担当 谷
大阪市住之江区南港北1丁目14番16号
電話 06-6210-9302（ダイヤルイン）

応募申込書

<ミュージアム自販機>

平成27年 月 日

大阪府知事様

住所(所在地) (〒 -)

氏名

法人名

代表者名

(事務担当者)

所属部署

氏名

電話

印

地域貢献(大阪ミュージアム基金への寄附)型自動販売機の咲洲庁舎設置事業者募集について、募集要項の各条項を承知の上、下記のとおり申し込みます。

1 設置希望場所及び提案寄附額

物件番号	設置場所	応募価格(提案寄附額・年額)						
1	咲洲庁舎6階 リフレッシュルーム						0	0円
2	咲洲庁舎38階 廊下						0	0円
3・4	(大阪府内)						0	0円
合計							0	0円

- ※ 1. 応募価格は、年額として、百円単位(税抜き)で記入してください。
2. 金額はアラビア数字で記入してください。
3. 初めの数字の頭に¥をいれてください。

2 添付書類

- ① 誓約書(大阪府所定様式)
- ② 販売品目(大阪府所定様式)
- ③ 法令等の規定により販売について許認可等を要する場合は、許認可等の免許証の写し

3 その他

※設置希望の自動販売機に関して特記事項があれば記載してください。

[]

誓 約 書

私は、大阪府が実施する地域貢献（大阪ミュージアム基金への寄附）型自動販売機の咲洲庁舎設置事業者募集の申込みに当たり次の事項を誓約します。

- 1 応募申込書の提出に際し、地域貢献（大阪ミュージアム基金への寄附）型自動販売機の咲洲庁舎設置事業者募集要項について十分理解し、承知の上で申し込み、参加します。
- 2 地域貢献（大阪ミュージアム基金への寄附）型自動販売機の咲洲庁舎設置事業者募集要項の「3 応募資格要件」に定める必要な資格を有します。
- 3 設置事業者の決定に関して、大阪府ホームページに寄附額及び設置事業者の氏名（法人の場合は法人名）を掲載することに同意します。

平成 年 月 日

大 阪 府 知 事 様

住 所
(所在地)

氏 名
法 人 名
代表者名

㊞

誓約書 (暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約)

私は、大阪府が大阪府暴力団排除条例に基づき、府の事務及び事業によって暴力団を利することとならないよう、暴力団員又は暴力団密接関係者を公有財産の管理、処分から排除していることを承知したうえで、下記事項について誓約します。

記

- 1 私は、大阪府暴力団排除条例第2条第2号及び第4号に掲げる者のいずれにも該当しません。
- 2 私は、大阪府暴力団排除条例第2条第2号及び第4号に掲げる者の該当の有無を確認するため、大阪府から役員名簿等の提出を求められたときは、速やかに提出します。
- 3 私は、大阪府が本誓約書及び役員名簿等から収集した個人情報を大阪府警察本部長へ提供することに同意します。
- 4 私は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団若しくは法律の規定に基づき公の秩序等を害するおそれのある団体等であることが指定されている者の事務所又はその他これに類するものの用に供し、また、これらの用に供されることを知りながら、所有権を第三者に移転し又は売買物件を第三者に貸してはならないことに同意します。

大阪府知事 様

平成 年 月 日

申込者

住 所
(所在地)

フリ ガナ
氏 名

(法人名)
(代表者名)

印

生年月日

共有予定者

住 所
(所在地)

フリ ガナ
氏 名

(法人名)
(代表者名)

印

生年月日

共有予定者

住 所
(所在地)

フリ ガナ
氏 名

(法人名)
(代表者名)

印

生年月日

自動販売機の管理関係証明書

平成 年 月 日

大阪府知事様

住 所（所在地）（〒 ー ）

氏 名
 法 人 名
 代表者名 Ⓜ
 （事務担当者）
 所属部署
 氏 名
 電 話

大阪府咲洲庁舎に設置する地域貢献（大阪ミュージアム基金への寄附）型自動販売機に係る個別業務の実施企業名は、下表のとおりであることを証明します。

物件番号	1・2（※）	設置場所(咲洲庁舎)	6階・38階（※）
------	--------	------------	-----------

※該当するものに、○をつけてください。

【個別業務の実施企業名】

業 務 区 分	企 業 名 / 担 当 所 属	連 絡 先 (電 話 番 号)
自販機の所有者		
設置管理責任		
故障時の対応		
商品の補充		
売上代金の回収		
その他 ()		
その他 ()		

※ 個別業務の実施者(企業名)が、設置事業者(応募者)と異なる場合は、委託契約書・協定書等の書類の写しを提出してください。なお、本書は、設置事業者の決定を受けた後に提出してください。